名古屋市教育委員会定例会

令和 4 年 7 月 15 日 午後 3 時 00 分 教育委員会室

議事

日程1 教育長職務代理者の指名について

出席者

坪 田 知 広 教育長

西淵茂男委員

船津静代委員

鎌田敏行委員

中谷素之委員

粟生万琴委員

事務局員4名 ※傍聴者0名

(坪田教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

就任後初めての定例会ですので、議事に入る前に一言ご挨拶申し上げたいと思います。 7月4日付で教育長を拝命いたしました坪田でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

多くの学校を、学校設置者として預かる、この名古屋市教育委員会。やっぱり教育長の 責任は重いというふうに思っております。現場を把握するということと共に、現場がどう いう支援が必要かってことを常に考えながら、職員一人一人が自律的に行動できる教育委 員会事務局にしていきたいと思いますので、教育委員の皆さまのご指導を、本当に大事だ と思いますので、是非忌憚ないご意見・ご提案をいただけたらというふうに思います。

私も率先して現場主義に立って、もう既に昨日までに13の学校・園を回っておりますが、 現場で率直に感じることあります。

その間にも、危機管理上ではですね、いろいろなことが発生しております。それも現場に寄り添った対応をしていかないと、いけないと思っておりますので、報告・連絡・相談がしやすい教育委員会。そして、なにか報告をしたら、ちゃんと支援してもらえる教育委員会ということで、教育支援委員会と言いますか、学校支援委員会にならなくてはいけな

いなというふうに思います。

一方で、そういう支援をするためには、教育委員会全体のガバナンスが必要だということは間違いないことですので、私がリーダーシップをとって、ガバナンスを確立しつつ、現場が、子どもたちが、笑顔で生き生きと学んでもらえるような環境づくりができるように、学校全体を支えていきたいというふうに思いますので、この教育委員会も活発にですね、そのために議論ができるよう、私としてもいろいろな心を配っていきたいと思います。ということで、今後一緒にですね、まさに名古屋市の子どもたちのために、未来の子どもたちのために、やっていくということで、どうぞご指導よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。

ではこれより、日程第1、「教育長職務代理者の指名について」につきまして、私より 報告させていただきます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と定められており、教育長に事故がある場合などに事務に支障を来すことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしています。

この規定に基づき、令和4年7月4日付で西淵茂男委員を第1教育長職務代理者に、船 津静代委員を第2教育長職務代理者として指名しましたので、報告します。

報告は以上でございます。本件についてご発言がありましたら、お願いいたします。

(坪田教育長)

特にご発言もないようですので、日程第1、「教育長職務代理者の指名について」につきましては、以上とさせていただきます。

これで、本日予定の案件はすべて終了いたしました。教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時5分終了